

レッドパージ犠牲者に対する日弁連の救済勧告の
即時実行を求める。

2008年12月19日

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

中央本部

- 1 日本弁護士連合会（日弁連）は、去る10月24日、国家公務員と民間企業の労働者であったレッドパージによる犠牲者のための人権救済の勧告を、雇用者であった国と民間企業2社に対して行った。

この人権救済勧告は、レッドパージが思想・信条を理由とする差別的取り扱いであって、思想良心の自由、法の下での平等、結社の自由を侵害する違憲の行為であり、犠牲者はレッドパージによる免職、解雇によって犠牲者に非があるように取り扱われて名誉が害されただけでなく、生活の糧を失うことによって苦しい生活を強いられる被害があったと認定した。

そして、このような人権侵害は、いかなる状況下にあっても許されるものではなく、1952年平和条約発行後には被害回復措置を容易に行うことができたのに、これを放置してきた国と民間企業の責任は重いと断じ、国は直接雇用してきた国家公務員の犠牲者の被害救済をすることにとどまらず、民間企業の労働者に対するレッドパージについても、連合国最高司令官マッカーサーの指示等にもとづいて、日本政府が支援したものであるから、国にも責任があると明確に指摘した。

- 2 日弁連は、夙に1993年10月29日、人権擁護大会において、「戦争における人権侵害の回復を求める宣言」を發表し、分科会の報告において治安維持法犠牲者の歴史的立場づけを明らかにして、その犠牲者に対する「戦後補償」の重要性を指摘した。そして、その後も「戦後50年・平和と人権に関する宣言」（1995年）、「国際人権規約の活用と個人申立制度の実現を求める宣言」（1996年）、「人権の国際的保障とその効果的実施を推進する宣言」（1998年）、「政府から独立した調査権限のある人権機関の設置を求める宣言」（2000年）、「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」（2005年）、「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」（2007年）「平和的生存権および日本国憲法9条の今日的意義を確認する宣言」（2008年）など、広い視野に立

った人権擁護の提言をしてきた。

このように人権問題について、わが国で最も権威のある公的組織であり、全国の弁護士が参加している日弁連が今回の勧告において、これまで最高裁を頂点とする司法が「レッドパーズは、連合国最高司令官マッカーサーの命令による超法規的・超憲法的措置であった」として、犠牲者に対する救済を拒否してきたことに対して、憲法の人権規定と国際人権規約にもとづいて被害救済措置を執るべきことを国と使用者に厳しく迫ったことは、戦後占領下における最大の人権抑圧事件に対する人権救済への道を大きく切り開く一歩となるものである。

- 3 私たち治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、レッドパーズ犠牲者に対する救済措置が、治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償の実現と同じ地平に立った国民的な人権救済の重要課題として確認し、レッドパーズ反対同盟と協力共同の関係をさらに発展させるとともに、国と加害企業に対して、速やかに日弁連の勧告に沿った救済措置の実行を求めるものである。

以上